

令和 4 年 7 月 22 日

西脇市長 片 山 象 三 様

西脇市産業立地審議会
会長 齋 藤 太紀雄

指定企業の認定について（答申）

令和 4 年 7 月 21 日付け～037 号で諮問のありましたみだしのことについて、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申いたします。

記

本審議会の審議事項である株式会社関西シー・アイ・シー研究所西脇第 2 工場（仮称）、有限会社中央産業整備工場（仮称）並びに株式会社オーナーぱり及び株式会社ジェイバロンの西脇工場（仮称）の「指定企業の認定について」は、西脇市産業立地促進措置条例第 5 条各号の要件を満たしていると認められるため、本条例の適用を受ける企業として適当であるとの結論に達しました。